

# 「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童相談所運営指針の見直しイメージ

## 児童相談所運営指針

### 第1章 児童相談所の概要

- ◆ 里親等への委託や児童福祉施設等へ措置する際には、児童相談所が作成する援助指針(援助方針)に、支援の進捗状況に応じ、保護者、子ども、家庭や地域のアセスメントに基づき、保護者や家庭支援の頻度・内容・支援を担う機関や人材の計画、その計画の評価方法、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援に関する内容(家庭復帰プラン)を盛り込むこととする。
- ◆ 援助指針(援助方針)は、一定の期間(3~4ヶ月に一回程度)をおいて見直しを行うこととし、その際、施設入所中の子どもについては、個々の状況に応じて、里親委託や養子縁組を検討するなど家庭養護への移行に向けた最大限の努力を行うこと。特に、乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であることから、数ヶ月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること。

### 第2章 児童相談所の組織と職員

⇒児童福祉司に受講が義務化された研修等の到達目標の添付

### 第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

- ◆ 児童相談所が相談援助活動を行うにあたり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、困難な場合には、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。
- ◆ 里親等への委託、児童福祉施設等への措置を行った場合においても、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力するなどの体制強化を図ること。あわせて管外の児童相談所や民間養子縁組機関との連携を含め、養親の確保などに継続的に取り組むこと。

「新しい社会的養育ビジョン」  
記載箇所

Ⅲ. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

4. 代替養育

2) 永続的解決に向けたソーシャルワークにおけるプランと養育プラン(P31)

2. 子どもの権利保障のための児童相談所の在り方

6) 代替養育からの永続的解決を見据えたソーシャルワーク(P19~P20)

Ⅲ. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

2. 子どもの権利保障のための児童相談所の在り方

6) 代替養育からの永続的解決を見据えたソーシャルワーク(P19~P20)

## 第4章 援助

- ◆里親等への委託、児童福祉施設等への措置をする子どもの自立支援計画を策定する際には、里親等や児童福祉施設等と十分に協議を行うとともに、事前に子どもや保護者等に対して計画の内容を十分に説明すること。児童相談所と協力の上、里親等や児童福祉施設等が責任をもって策定・実行する自立支援計画については、児童相談所が、一定の期間(3~4ヶ月に一回程度)においてモニタリングを行い、援助指針(援助方針)とあわせて見直しを行うこと。

## 第5章 一時保護

⇒新たに「一時保護ガイドライン」を作成

## 第6章~第7章 (略)

## 第8章 各種機関との連携

- ◆自立支援計画には、子どもの発達や心理的状况に応じて、子どもの傷つきからの回復をも図る内容(養育プラン)を盛り込むものとする。なお、当該プランは、児童相談所と協力の上、一定の期間(3~4ヶ月に一回程度)ごとに見直しを行うこと。

## 第9章 (略)

### Ⅲ. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

- 4. 代替養育
  - 2) 永続的解決に向けたソーシャルワークにおけるプランと養育プラン(P31)

### Ⅲ. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

- 4. 代替養育
  - 2) 永続的解決に向けたソーシャルワークにおけるプランと養育プラン(P31)